

「ライトブルー少年賞」表彰実施要領

平成 12 年 9 月 28 日制定

(実施要領と推薦要領を統合)

平成 13 年 7 月 19 日 (一部改正)

平成 20 年 8 月 5 日 (一部改正)

平成 22 年 3 月 11 日 (一部改正)

平成 24 年 11 月 4 日 (一部改正)

平成 25 年 4 月 5 日 (一部改正)

1 趣 旨

郷土千葉県の新しい時代を担う、心豊かなたくましい青少年を育成するため、善意や親切心からよい行いをした少年を表彰し、その活動をたたえるとともにその気運を県内のすみずみまで広めていこうとするものである。

2 主 催

千葉県青少年総合対策本部

3 ライトブルー少年の表彰の実施

この要領に基づく表彰は、千葉県青少年総合対策本部長（以下「青対本部長」という。）がライトブルー少年に対し、「ライトブルー少年賞」を交付して行うものとする。

4 表彰対象者

この要領によるライトブルー少年とは、対象活動が開始されたときにおいて18歳未満であり、かつ表彰時において20歳未満の者で、対象活動又は現住所（団体の場合は事務所所在地）が、本県に関係がある個人又は団体をいう。

5 表彰区分

(1) 自然愛護・環境美化活動

公共物や自然を愛護したり、公衆道徳の普及実践等に尽くした活動。また、公共の施設・場所の清掃等、環境美化に努めた活動。

(2) 事故防止活動

交通整理や水難事故等、各種事故防止に尽くした活動。また、県民の生命・財産等を保護することに資する活動。

(3) 善導活動

友だち活動等により、少年を善導した活動。

(4) 社会福祉活動

社会施設等への慰問激励、各種の奉仕、寄付等社会福祉に尽くした活動。

(5) その他

上記に準ずるもので、この制度の趣旨からみて表彰することが適当と認められる活動。

6 対象活動の受賞基準

別紙 1 のとおりとする。

7 ライトブルー少年の推薦

(1) 市町村長は、毎年青対本部長の定める日までに別紙様式 1 又は 2 により所轄の千葉県青少年総合対策本部支部長を経由して青対本部長あて推薦すること。なお、活動が複数地域にわたったり、全県的に活動している団体の場合には、県民生活課（青少年総合対策本部）への直接提出を認める。

(2) 推薦の対象となる個人又は団体が既に他の表彰を受けていることは差し支えない。ただし、人命救助等の一時的活動であって警察署、消防署等の公的機関から表彰を受けている場合は、原則として表彰の対象としない。

(3) 過去に推薦して、年限不足で受賞対象者から漏れた者についても配慮すること。

8 ライトブルー少年の選考

青対本部長は、7 により推薦のあった少年について選考委員会の選考結果の報告に基づき、被表彰者を決定する。

9 その他

この要領に定めるもののほか、表彰の実施に関して必要な事項は青対本部長が定める。